

意匠制度

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11		12		13	14	15	16	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 地 必 要 理 人 性	審 査 制 度	新 規 性 基 判 断 準	起 算 日	期 一 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	国 際 分 類	登 録 表 示	
ア ジ ア	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●(備)	-	-	-	○			(備)高等裁判所に提訴する。
	BN	ブルネイ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	-	○			
	BT	ブータン	○	△	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	○	○	-	-				
	CN	中国	○	○	×	○	○	◎	要	○(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	×	○	○	×	-	×			(備)初歩審査では方式事項のほか、明らかな新規性欠如等の実態要件が審査対象(専利法実施細則44条)
	HK	香港	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×	●	○	×	-	×			
	ID	インドネシア	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	3月	○	-	×	-	×		
	IN	インド	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録(備)	10延5	×	○	○	○	-	×			(備)第5条(6)に基づき、登録日は出願日とする。
	JP	日本	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	25	×	○	×	×	-	○			
	KH	カンボジア	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	-	-	○			
	KR	韓国 (実体審査有/無制度併存)	○	○	G	○	○	◎	要	○ ×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	20	×	登録	3月	●(備)	○	×	-	○	(備)利害関係人又は審査官のみが請求できる。
	LA	ラオス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15(備)	×	○	○	×	-	○			(備)5年ごとに年金前納が必要。
	LK	スリランカ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公開	2月	○	-	-	-			
	MM	ミャンマー(未施行)	×	○	×	×	○(備)	◎(備)	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物 (備)	出願(備)	5延5ずつ2回	公開(備)	2月	○(備)	○(備)	-	-	×		(備)法律の制定はされているが現在未施行である
	MN	モンゴル	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	公開	3月	○	○	-	-			
	MO	マカオ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×	●	-	×	-				
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					左記参照					-				
	MY	マレーシア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×	●	○	×	-	×			
	NP	ネパール	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ2回	公報	35日	○	-	-	-			
	PH	フィリピン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	○	○	×	(備)	-	×		(備)登録表示は義務ではないが、表示しなかった場合には、損害賠償係争時に不利益な扱いを受けることがある。
PK	パキスタン	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延10ずつ2回	×	●	-	-	-					
SG	シンガポール	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	○	○	×	-	×				
TH	タイ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	90日	●	○	×	-	○			
TW	台湾	×	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	12	×	○	○	○	-	×				
VN	ベトナム	○	○	G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	(備1)	●(備2)	○	×	-	×		(備1)公告日から登録までの間、意見書を提出できる。 (備2)権利有効期間中	
大 洋 州	AU	オーストラリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5	-	○	○	○	-	×			
	FJ	フィジー	×	○	×	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					左記参照					-				
	NZ	ニュージーランド	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	登録	5延5ずつ2回	×	○	○	×	-	○			
	PG	ババアニューギニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	-	×			
	SB	ソロモン	×	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					左記参照					-				
	TO	トンガ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	×	-				
中 東	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	60日	○	×	×	-	×		
	BH	バーレーン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	(備1)	●(備2)	-	○	-			(備1)情報提供が行える。 (備2)利害関係人は行政機関に申立てることができる。	
	IL	イスラエル	○	○	G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	25	公開	3月	○	×	(備2)	×	-	×	
	IQ	イラク	○	△	×	×	○(備1)	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10	×	○	×	(備2)	×	-		(備1)連合暫定施政当局(CPA)指令第81号 (備2)イラク独自の意匠分類(20類)	
	IR	イラン	○	△	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	×	-	○			
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15	公開	90日	○	○	○	-			
	KW	クウェート	○	○	×	×	○	◎	-	×	国内公知公用(出願前20年間)	出願	10延5	×	×	-	×	-				
	LB	レバノン	○	△	×	×	○	◎	要(備)	×	国内公知公用	出願	5-25(最長25年)	×	-	-	×	-			(備)レバノン又はシリアの代理人を選定できる。	
	OM	オマーン	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5ずつ2回	-	●	-	-	-				
QA	カタール	○	○	×	×	○	◎	要	-	-	-	5延5ずつ2回	-	-	-	-	-	-				

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9 新の規 性基 判 断準	10 存続期間		11 異議申立		12 無効審判		13 国 際 分 類	14 登 録 表 示	15 広 域 制 度	16 の 秘 密 意 匠 制 無 度	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 代 理 人 性	審 査 制 度		起 算 日	期 一 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間					
中東	SA	サウジアラビア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	×	●	○	×	-	×			
	SY	シリア	○	△	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	×	-				
	YE	イエメン	○	○	×	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ2回	×	●	○	×	-				
	TR	トルコ	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	公報	6月	●(備)	○	×	-	○	(備)意匠登録の存続期間中及び消滅後5年以内。	
アフリカ	EG	エジプト	○	○	G	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	公開	60日	○	○	×	-	×		
	ET	エチオピア	×	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	-				
	KE	ケニア	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公報	60日	●	○	×	ARIPO	×		
	SD	スーダン	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	○	-	×	ARIPO	○			
	TN	チュニジア	○	○	G	×	○	◎	要	×	-	出願	(備)	×	●	-	×	-		(備)5・10・15年より選択。5・10年を選択した場合は、最長15年まで更新可。		
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	○	-	×	-	○			
	ZA	南アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	(備1)	10又は15(備2)	×	○	○	×	-	×	(備1)登録日又は公表日の何れか早い方。 (備2)美的意匠は15年、機能的意匠は10年。		
	MA	モロッコ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	-				
	AO	アンゴラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	×	-				
	BF	ブルキナファソ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI				
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	-	-	-				
	BJ	ベナン	○	○	H.G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI				
	BW	ボツワナ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	ARIPO	○			
	CG	コンゴ共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI				
	CF	中央アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI				
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5	-	●	○	×	-				
	CI	コートジボアール	○	○	H.G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI				
	CM	カメルーン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI				
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	-	-				
	DZ	アルジェリア	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	×	×	○	×	-				
	GA	ガボン	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI				
	GH	ガーナ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公報	-	●	○	-	ARIPO	×		
	GM	ガンビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	-	ARIPO				
	GN	ギニア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI				
	GQ	赤道ギニア	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	OAPI				
	GW	ギニアビサウ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	OAPI				
	KM	コモロ	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	×	OAPI				
	LR	リベリア	○	○	×	×	×	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	-	ARIPO	○			
LS	レソト	○	○	×	×	×	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	-	-	ARIPO					
LY	リビア	○	△	×	×	○	◎	-	×	国内公知公用	出願	5延5ずつ2回	-	○	-	×	-					
MG	マダガスカル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	-	-					
ML	マリ	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI					
MR	モーリタニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	○	×	OAPI					
MU	モーリシャス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	●	-	×	ARIPO					
MW	マラウイ	○	○	×	○	○	◎	要	×	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回	-	○	○	×	ARIPO	×				
MZ	モザンビーク	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ最大25年	公開	60日	●	-	-	ARIPO	○			
NA	ナミビア	○	○	G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×	●	○	○	ARIPO	○				

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9 新の規 性基 判 断準	10 存続期間		11 異議申立		12 無効審判		13 国 際 分 類	14 登 録 表 示	15 広 域 制 度	16 の秘 密 意 匠 制 無 度	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 代 理 要 人 性	審 査 制 度		起 算 日	期 一 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間					
ア フ リ カ	NE	ニジェール	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-		●	○	×	OAPI			
	RW	ルワンダ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×		●	○	×	ARIPO			
	SC	セーシェル	○	○	×	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					左記参照					ARIPO				
	SL	シエラレオネ	○	○	×	×	×	-	-	×	-	出願	5延5ずつ2回	-		●	○	-	ARIPO			
	SN	セネガル	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-		●	○	×	OAPI			
	ST	サントメ・プリンシペ	○	△	G	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	公報	3月	●	×	×	ARIPO			
	SZ	エスティワニ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×		○	-	×	ARIPO	×		
	TD	チャド	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-		●	○	×	OAPI			
	TG	トーゴ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	-		●	○	×	OAPI			
	TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)	○	○	×	×	×	英国意匠法を適用・英国で取得した意匠権が効力を有する					左記参照					ARIPO	○			
		○						◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×		●	○			×		
	UG	ウガンダ	○	○	×	×	×	-	-	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	×		-	○	-	ARIPO			
ZM	ザンビア	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内知公用	登録	5延5ずつ2回	×		○	-	×	ARIPO	×			
ZW	ジンバブエ	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内知公用・内外国刊行物	出願	10延5	公開	2月	○	×	×	ARIPO	×	(備)意匠分類はない。		
N I S 諸 国	AM	アルメニア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		○	○	×	-	○		
	AZ	アゼルバイジャン	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5	公開/公報	6月	○	○	×	-	×		
	BY	ベラルーシ	○	△	G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5	×		●(備)	○	×	-	×	(備)権利有効期間中	
	GE	ジョージア	○	○	H,G	×	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	公報	3月	●	-	-	-			
	KG	キルギス	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5	登録	(備)	-	○	×	-	×	(備)権利有効期間中	
	KZ	カザフスタン	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5	登録	(備)	○	○	-	-	×	(備)権利有効期間中	
	MD	モルドバ	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	公開	3月	●	○	×	-	○		
	RU	ロシア	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		○	○	×	-	×		
	TJ	タジキスタン	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5	-		○	○	×	-	×		
	TM	トルクメニスタン	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	15	×		○	○	-	-	×		
UA	ウクライナ	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5	×		●	○	×	-				
UZ	ウズベキスタン	○	△	×	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5	×		○	○	-	-				
欧 州	AD	アンドラ	○	△	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					左記参照					-				
	AL	アルバニア	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	公開	3月	●	○	-	-	○		
	AT	オーストリア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		○	○	×	EUIPO	○		
	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	公報	3月	○	○	-	-	×		
	BE	ベルギー	○	○	H,G	○(備)	○(備)	◎	-	×	欧州域内知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		●	○	×	EUIPO	○	(備)ベネルクス統一意匠法	
	BG	ブルガリア	○	○	H,G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	10延5ずつ3回	公開	2月	○	○	×	EUIPO	○		
	CH	スイス	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		○	○	×	-	○		
	CY	キプロス	○	○	×	×	○	◎(備)	要	×	共同体内知公用・共同体内刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		○	○	-	EUIPO	○	(備)キプロス及びECメンバー国内に居住を有する自然人及びそこで活動する法人のみが対象。	
	CZ	チェコ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		○	○	×	EUIPO	○		
	DE	ドイツ	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	欧州域内知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		○	○	×	EUIPO	○		
	DK	デンマーク	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		●	○	×	EUIPO	○		
	EE	エストニア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		○	○	×	EUIPO	×		
	ES	スペイン	○	○	G	○	○	◎	-	×	内外国知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ4回	公報	2月	○	○	×	EUIPO	○		
	FI	フィンランド	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	公開	2月	○	-	×	EUIPO	○		
FR	フランス	○	○	H,G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		●	○	×	EUIPO	○			
GB	英国	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	×		○	○	○	-	×			



州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9 新の規 性基 判 断準	10 存続期間		11 異議申立		12 無効審判		13 国 際 分 類	14 登 録 表 示	15 広 域 制 度	16 の秘 密 意 匠 制 無 度	備考			
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 の 地 代 理 人 性	審 査 制 度		起 算 日	期 一 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間								
北 中 南 米	GT	グアテマラ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	×(備)		○		○	×	-		(備)情報提供制度(公告から3月間)あり。			
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	登録	5 延5ずつ2回	×		○		○	○	-					
	HN	ホンジュラス	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用	出願	5 延5ずつ2回	公開	90日	○		○	×	-					
	HT	ハイチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	-	出願	5 延5ずつ2回	×		○		-	×	-					
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	◎	-	○	国内公知公用	登録	15	×		○		×	(備)	○	-		(備)16区分の独自の分類を使用している。		
	KN	セントクリストファー・ネービス	○	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					左記参照					-							
	LC	セントルシア	○	○	×	×	○	◎	要	×	(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×		●		○	-	-		(備)意匠成立性、不登録事由は審査される。		
	MX	メキシコ	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		○		○	○	-	×				
	NI	ニカラグア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×		●		○	×	-		(備)情報提供制度あり。			
	PA	パナマ	○	○	×	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	公開	2月(備)	●		○	×	-		(備)異議申立は裁判所に提訴する。			
	PE	ペルー	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	○		○	×	-	×				
	PY	パラグアイ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	公開	60日	登録(備)	2年	○		×	-				
	SR	スリナム	○	○	H,G	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					左記参照					-							
	SV	エルサルバドル	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5	-		○		-	×	-					
	TT	トリニダード・トバゴ	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×		○		○	×	-					
	US	米国	○	○	G	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	15	×		(備考1)		×		(備考2)	○	○	-	×	(備1)付与後レビュー制度が存在する。 (備2)当事者系レビュー制度が存在する。
	UY	ウルグアイ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	公開(備)	20日	○		○	×	-		(備)最後の公告(公開)			
VC	セントビンセント	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5	×		●		○	×	-						
VE	ベネズエラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	公開	30日	○		○	×	-						
国 際 機 関	AP	アフリカ広域的財産機関(ARIPO)	×	×	×	×	○	◎	要	×	(備1)	出願	10	(備)		●		○	(備)	/	×	(備)各指定国の国内法に任されている。			
	EM	欧州連合知的財産庁(EUIPO)	×	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	×		●(備)		○	×	/		(備)無効は共同体意匠裁判所に提訴することもできる。			
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	×	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	×		●		○	×	/	×				

(資料) 特許庁「令和3年度各国産業財産権制度に関する情報調査・整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

- パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
  - WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。
  - 意匠の国際寄託に関するヘーグ協定の項中、「H」は「Hague Act」及び「G」は「Geneva Act」に加入していることを示す。
  - 意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを示す。
  - 意匠法の項中、「○」は意匠法を有することを、「×」は意匠法を有していないことを示す。
  - 出願人の資格の項中、「◎」は創作者又は承継人が出願できることを、「○」は創作者又はその相続人のみが出願できることを示す。
  - 現地代理人の必要性の項中、「要」は現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とすることを示す。
  - 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。
  - 新規性判断の基準の項は、当該国における判断の基準が「内外国公知公用・内外国刊行物」、「国内公知公用・内外国刊行物」、「国内公知公用・国内刊行物」の何れであるかを示す。
  - 存続期間における起算日は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「登録」は登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。また期間の項は権利の存続期間(年単位)を示し、「延」は「延長制度を有する場合」を示す。
  - 異議申立の項中、「×」は異議申立制度がないことを示す。また、異議申立において起算日は、異議申立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は意匠登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
  - 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判を請求できる期間の起算日を示し、「登録」は意匠登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
  - 国際分類の項中、「○」はロカルノ協定に基づく国際分類を採用している場合を、「×」は国際分類を採用していない場合を示す。
  - 登録表示の項中、「○」は登録表示が義務とされていることを、「×」は登録表示が義務でないことを示す。
  - 広域制度の項中、「EUIPO」は欧州連合加盟国を示す。
  - 広域制度の項中、「ARIPO」はアフリカ広域的財産機関加盟国を示す。
  - 広域制度の項中、「OAPI」はアフリカ知的財産権機関加盟国を示す。
- 上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧サンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。  
上記表の全ての項に共通して、「-」は不明なことを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際協力課